

令和5年度 宗像市がんばる中小企業者応援補助金 募集要項

申込受付期間

令和5年6月1日(木)～令和5年12月28日(木)まで ※当日消印有効

※受付は先着順で、予算上限に到達次第終了します。ご了承下さい。

補助対象期間

※ 「事業着手（発注）日～経費支払を含む事業完了日」が下記に該当すること

交付決定日～令和6年2月29日(木)まで

補助対象事業

※ 詳しくは「募集要項（P 2）」および「Q & A」をご覧ください

①販路開拓や生産性向上に繋がる新たなデジタル技術の導入

②「新事業活動」に該当する事業

③展示会等への出展に係る事業

補助率・上限額

※交付額は千円単位とし、端数が出た場合は切り捨てます。

補助対象事業①② 補助率 2分の1 ／ 補助上限額 50万円

(②のうち福岡県承認の経営革新計画に従って行われる事業は補助率3分の2)

補助対象事業③ 補助率 2分の1 ／ 補助上限額 30万円

【問合せ・申込窓口】 ※申請書のご提出は窓口または郵送受付

宗像市 産業政策課 商工観光係

■ 住 所：〒811-3492 宗像市東郷1丁目1番1号（北館2階）

■ T E L：0940-36-0037

■ E-mail：sangyouseisaku@city.munakata.lg.jp



【申請様式はこちらから】

宗像市がんばる中小企業者応援補助金募集要項

1. 補助金概要

市内商工業者の活性化を図り、宗像市の稼ぐ力を強化するため、市内事業者が行う販路開拓・生産性向上に繋がる新たなデジタル技術導入や新たな事業活動、展示会等への出展に係る経費の一部を補助します。

2. 補助対象期間

補助金交付決定の日から、令和6年2月29日まで

※ 補助対象となる経費は、補助金交付決定後に着手（契約・発注）した申請事業に必要な経費（消費税抜き）で、令和6年2月29日までに請求・支払い行為が完了するものです。

3. 補助対象事業

（1）販路開拓や生産性向上に繋がる新たなデジタル技術導入事業

予約・注文システムの導入、テレワークシステムの導入、マーケティング支援ツールの導入、ECサイト構築、在庫管理システムの導入 等

（2）「新事業活動」に該当する事業

「新商品の開発又は生産」、「新役務の開発又は提供」、「商品の新たな生産又は販売の方式の導入」、「役務の新たな提供の方式の導入」、「技術に関する研究開発及びその成果の利用」に該当する事業

福岡県の承認を受けた経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業の場合は、補助率が変わります。

（3）展示会等への出展に係る事業

宗像市外で開催される展示会等に出展する事業（オンラインで行われる展示会等も対象）

※対象となる展示会等は、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ・出展小間数又は出展企業数が50以上の規模であること
- ・販売や即売目的の展示会（物産展等）等ではないこと
- ・補助事業者及び宗像市が主催・共催・後援する展示会等ではないこと

（注）（1）（2）の事業は、補助対象期間に「新たに」取り組んだものを対象としています。従来から実施していた事業、取組については対象となりません。

（注）経営革新計画とは、中小企業が「新事業活動」に取り組み、「経営の相当程度の向上」を図ることを目的に策定する中期的な経営計画書のことです。詳しくは福岡県ホームページをご確認下さい。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/keiei-kakushin-syounin-suishin.html>

（注）（3）の事業は、既に着手（出展の申込み）をしていても申請は可能ですが、請求書の発行日及び支払日は補助対象期間中である必要があります。また、同じ展示会等への出展に係る補助金の交付は、年度に関わらず、1事業者1回のみです。

（注）補助金の交付を受けた翌年度の末日までに、事業の成果状況報告書の提出が必要です。

4. 補助金額・補助上限額

補助対象事業	補助率	限度額
販路開拓や生産性向上に繋がる 新たなデジタル技術導入	補助対象経費の2分の1以内	50万円
「新事業活動」に該当する事業	補助対象経費の2分の1以内 (福岡県の承認を受けた経営革新計画に従って行われる 経営革新のための事業の場合は3分の2以内)	
展示会等への出展に係る事業	補助対象経費の2分の1以内	30万円

※補助対象経費に消費税は含みません。

※補助対象経費に1,000円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てます。

5. 補助対象者

中小企業者（※1）又は特定非営利活動法人（※2）であって、以下の要件をすべて満たす者。

- （1）宗像市内に事業所又は主たる店舗を有すること
- （2）個人事業者については、市内居住者であること
- （3）事業を開始した日以後、1年を経過していること
- （4）市税等に滞納がないこと

（※1）中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に該当する者。ただし、個人事業者にあっては、商工会法第2条（昭和35年法律第89号）で定義する商工業者であること。

〔中小企業基本法に定める中小企業者の範囲〕※個人事業者も含む

業種	資本金	従業員
① 製造業、建設業、運輸業、その他業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

（※2）特定非営利活動法人

特定非営利活動法人は、以下の要件を満たす場合に限り、補助対象者となり得ます。

なお、同要件を満たす特定非営利活動法人の「常時使用する従業員の数」の適用業種は「その他」として、「製造業その他」の従業員基準（300人以下）を用います。

- （1）法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行っていること
- （2）認定特定非営利活動法人でないこと

〔補助対象の基準〕

	【法人】登記地/【個人】居住地	店舗の場所	補助対象判断
法人	宗像市内	市 内	対 象
		市 外	対象外
	宗像市外	市 内	対 象
個人	宗像市内	市 内	対 象
		市 外	対象外
	宗像市外	市 内	対象外

〔補助対象とならない方〕

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者又は同条第13項に規定する接客業務受託営業のうち性風俗関連特殊営業に係る営業を営む者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ・医療法人、個人の医師・歯科医
- ・宗教法人、政治団体、一般社団法人、社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人 等

6. 補助対象経費

補助対象となる経費は、**補助金の交付決定後に着手（契約・発注）した申請事業に必要な経費で、令和6年2月29日までに請求・支払いが完了するものです。**

補助対象経費項目	補助上限額	例
(1) 広報費	10万円	広告印刷費、広告掲載費 等
(2) 工事請負費	一	看板設置、店舗改装 等
(3) 委託料	30万円	マーケティング調査、F/S調査、システム構築委託、試作品製造委託、広告デザイン委託、専門家委託 等
(4) 備品購入費	一	備品購入費（※PC等の購入は要確認）
(5) ソフトウェア等利用料	20万円	特定業務用ソフトウェア、情報システム等に係る利用料
(6) 展示会等出展費	30万円	出展料（小間料）、会場設営費、備品費（購入・借用）、搬送費（燃料費は対象外）、通訳・翻訳費、オンライン出展会等出展料 等

（※）PC、タブレット、PC周辺機器は原則対象外ですが、有料のデジタルツールを導入し利用するにあたり、付随して専用端末（PC、タブレット、PC周辺機器等）や機器が必要な場合に限り補助対象とします。ただし、有料の（5）ソフトウェア利用料を申請することが要件となり、補助上限は、（5）ソフトウェア利用料とあわせて上限額（20万円）とします。

（※）（6）展示会等出展費のうち、出展料（小間料）については、補助対象期間以前に着手（申込み等）したものであっても補助対象となります。ただし、請求書の発行日及び出展料（小間料）の支払日は補助対象期間中である必要があります。その他の経費については、補助対象期間以前に着手（申込み等）したものは補助対象となりません。

〔補助対象経費の具体例〕

◆広報費

新商品に係る広告掲載料（※既存事業の広報は対象外）、新たな役務提供方法告知のためのチラシ作成費（申請者自ら作成する用紙、プリンタ等購入は対象外） 等

◆工事請負費

商品の新たな販売の方式の導入のための設置工事、新たな商品提供のための看板設置工事 等

◆委託料

ECサイト構築委託料、ホームページ制作委託料、社内システム構築に係る委託料、

クラウドファンディング委託料、新商品開発に係る専門家等委託料、試作品製造委託料、

新商品開発に係るマーケティング委託料、広告等デザイン委託料、事業再構築に係るF/S調査委託料 等

◆備品購入費

デジタル技術活用に必要な機器、キャッシュレス決済端末購入費用、新商品開発等に必要な設備機器 等

◆ソフトウェア等利用料

特定業務用ソフトウェア利用料（クラウドストレージ、リモートデスクトップ、勤怠管理 等）等

◆展示会等出展費

出展料（小間代）、自社の出展ブースを設営・装飾するための設備・備品の購入・リース費用（※）、第三者に費用を払い会場まで出品物等を運搬するための費用（自社で運搬した場合の費用（車両レンタル料、燃料費、高速代、公共交通機関運賃等）は対象外）、オンライン展示会等出展料 等

〔補助対象外経費〕

①公租公課（消費税及び地方消費税相当額等）、②修理又は修繕に係る経費、

③リース取引によるリース料※、④各種保証・保険料、

⑤原材料及び消耗品の購入に係る経費（例：デリバリーの容器・袋、包装紙等）、

⑥既存設備等の撤去・廃棄に係る経費、⑦販売や有償レンタルを目的とした製品、商品等の購入費、

⑧自社製品の調達または関係会社からの調達、⑨他の補助事業の補助対象経費となっている経費

※リース料については、展示会等出展費のうち、展示会等の会場内で使用するものに限り対象とします。

重 要

- ・PC、タブレット、PC周辺機器の購入については、必ずQ&Aをご確認ください。
- ・補助対象経費は、専ら補助事業のために使用されるものであって、本補助事業を遂行するために必要不可欠かつ必要最低限なものであり、本補助事業のみで使用するものに限ります。ストック品の購入や必要以上の個数を購入することはできません。

7. 補助金申請までの流れ



(※) 展示会等への出展に係る事業の経費のうち、出展料（小間料）については、補助対象期間以前に着手（申込み等）したものであっても補助対象となります。ただし、請求書の発行日及び出展料（小間料）の支払日は補助対象期間中である必要があります。その他の経費については、補助対象期間以前に着手（申込み等）したものは補助対象となりません。

8. 補助金申請の方法

(1) 申込受付期間

令和5年6月1日(木) ~ 令和5年12月28日(木)まで ※当日消印有効
※受付は先着順で、予算上限に到達次第終了します。ご了承下さい。

(2) 提出方法

補助金の申請書に必要な書類を添えて、宗像市産業政策課（北館2階）へ提出して下さい。

【郵送で提出する場合】 ※郵送料はご自身でご負担下さい。

郵送先： 〒811-3492 （住所不要）宗像市産業政策課商工観光係 あて
「がんばる中小企業者応援補助金」申請書在中（朱書きして下さい）

9. 提出書類

■申請に必要な書類

次の書類をA4サイズでご用意下さい。

	交付申請書【様式第1号】 <ul style="list-style-type: none">該当する全ての項目をご記入下さい。(メールアドレス欄のみ、保有していない方は省略可)
	事業計画書【様式第2号】・支出計画書【様式第2号-2】 <ul style="list-style-type: none">全ての項目をご記入下さい。
	誓約書【様式第3号】 <ul style="list-style-type: none">法人は法人印、個人事業者は代表個人印を押印して下さい。個人事業者は自筆でサインする場合、押印を省略できます。
	宗像市が発行する市税に滞納のないことがわかる証明書 <ul style="list-style-type: none">3ヶ月以内に取得したものに限ります。個人事業者は個人名、法人は法人名の証明書を提出して下さい。
	事業を開始した日以後、1年を経過していることがわかる書類 <ul style="list-style-type: none">開業届、法人設置届出書、確定申告書、営業許可証等の写しなどを提出して下さい。
	見積書 <ul style="list-style-type: none">事業にかかる経費が記載された見積書（コピー可）が必要です。インターネット通販等で購入予定の場合、商品の金額の確認できるHP等の写しも可とします。展示会等への出展に係る事業の場合は、展示会等の内容がわかる書類を添付してください（出展募集のチラシ等）
該当者 のみ	経営革新計画の承認に係る申請書・承認書等一式の写し <ul style="list-style-type: none">福岡県の承認を受けた経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業を申請する場合は提出して下さい。
個人事業者 のみ	本人確認書類 <ul style="list-style-type: none">運転免許証、保険証、マイナンバーカード（番号は黒塗りすること）の写し

※必要に応じて追加の資料をお願いする場合がございます。

■事業完了後の実績報告

事業完了後30日以内又は令和6年3月15日のいずれか早い日までに、以下の書類を提出して下さい。

	実績報告書【様式第4号】
	支出報告書【様式第5号】
	領収書（写し） <ul style="list-style-type: none">原本を提出されても返却しませんので、必ず写しを提出して下さい。
	取得財産等管理台帳【様式第6号】 <ul style="list-style-type: none">30万円以上の財産を取得した場合に提出して下さい。
	事業成果がわかる写真等 <ul style="list-style-type: none">広報費：チラシ等の場合は現物、オンライン展示会等の場合は、出展したことがわかるものを提出して下さい。 その他デジタルデータの場合は、データでご提出下さい。工事請負費：工事前の写真、工事後の写真の両方を提出して下さい。委託料：委託契約書及び委託した事業の成果がわかるものを提出して下さい。 (写真、報告書、HP等の場合はURL、画面キャプチャ、デジタルデータ 等)備品購入費：購入した備品の近影写真及び設置したことがわかる遠景写真の2枚を提出して下さい。ソフトウェア等利用料：利用契約書を提出して下さい。展示会等出展費：出展等申込書、展示会等開催案内、レイアウト図面、出展品・ブース等の会場写真、アンケート集計結果等の求評の結果を提出して下さい。

※必要に応じて追加の資料の提出をお願いする場合がございます。

■補助金の請求

補助金の額の確定通知後、次の書類を提出して下さい。実績報告書の審査が完了し、補助金額が確定した後に請求いただくこととなります。

	請求書【様式第7号】
--	------------

■事業取り下げ・変更に必要な書類

補助金の交付決定通知後に事業内容に変更が生じた際、または事業未実施にて申請を取り下げる際は以下の書類を提出して下さい。

	(事業未実施の場合) 補助金交付申請取下げ書【様式第8号】
--	-------------------------------

| | (事業内容を変更する場合) 補助金変更承認申請書【様式第9号】 |

- ・変更申請は事業実施前に提出し、事前に承認を受ける必要があります。

| | その他必要と認める書類 |

- ・変更内容等によって、追加で書類の提出をお願いする場合があります。

■補助金交付の翌年度の状況報告に必要な書類

補助金の交付を受けた事業の成果状況の報告書類を産業政策課へ提出してください。

	事業成果状況報告書【様式第10号】
--	-------------------

- ・補助金の交付を受けた翌年度の末日までに提出

※必要に応じて追加の資料をお願いする場合がございます。

■補助事業により取得した財産等を処分する場合に提出する書類

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を処分しようとするときは、事前に承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければなりません。処分等により収入がある（又はると見込まれる）場合や、無償による処分、廃棄等を行う場合には、市が定める方法により算出した金額を納付する必要があります。

	取得財産等処分承認申請書【様式第11号】
--	----------------------

- ・取得財産等を処分する前に提出し、事前に承認を受ける必要があります。

10. 注意事項

この補助金は、宗像市補助金等交付規則（平成15年宗像市規則第31号）、宗像市がんばる中小企業者応援補助金交付要綱及び当要項によりますが、特に次の点にご留意下さい。

【申請にあたって】

- この補助金は、補助金交付申請書を受理してから、提出書類により事業内容を審査し、交付又は不交付が決定されるものです。申請すれば必ず交付されるものではありません。
- 補助金の交付は、事業者ごとに1年度中、1回のみとします。ただし、展示会等への出展に係る事業において、同じ展示会への出展に係る補助金の交付は、年度に関わらず、1事業者1回のみです。
- 以下のいずれかに該当する事業は本補助金の趣旨に沿わないものとして、採択の対象となりません。
 - ・ 事業者自らが検討しているような記載が見られない事業
 - ・ 補助事業の大半を他社に外注又は委託し、企画だけを行う事業
 - ・ “補助金受給額を不当に釣り上げ、関係者へ報酬を配賦する”といった不正な行為に加担している事業
 - ・ 政治活動または宗教活動を目的とする事業
 - ・ 公序良俗に反する事業
 - ・ 法令に違反する及び違反する恐れがある事業
 - ・ 消費者保護の観点から不適切であると認められる事業
 - ・ その他、市長が不適当と認める事業
- 申請書の内容では交付・不交付を判断することができない場合は差し戻すこともありますので、申請書はしっかりと記入して下さい。

【採択後】

- この補助金の補助対象は、「補助対象期間」中に実施、支払いが完了した経費であって、証拠書類等により対象経費として確認できるものに限ります。ただし、展示会等への出展に係る事業の経費のうち、出展料（小間料）に限り、補助対象期間以前に着手（申込み等）したものであっても補助対象となります。出展料（小間料）の請求書の発行日及び支払日は補助対象期間中である必要があります。
- 対象経費について、すでに国・県・市の他の補助制度などに基づいて補助金の交付を受けたもの、または受け取ることが決定しているものについては、補助金を交付しません。
- 補助対象事業の内容を変更する必要が生じたときは、事業に着手する前に変更承認申請書を提出し、変更の承認を受ける必要があります（内容によっては変更が認められない場合もあります）。また、原則として補助事業計画に記載のない新しい費目の追加はできません。
- 実際に受け取る補助金は「補助金交付決定通知書」に記載した交付金額より少なくなる場合があります（交付を行わない場合もあります）。また、「補助金交付決定通知書」に記載した交付金額を上回ることはできません。

【補助事業終了後】

- この補助金に関する申請書類、支出の帳簿や証拠書類は、補助事業年度終了後5年間（令和11年3月31日まで）、他の書類と区分して保管しなければなりません。申請受付後、書類はお返ししませんので、必ずコピーを取ったうえでご提出下さい。
- この補助金により取得した財産については、補助事業終了後も一定期間は処分（補助事業目的以外での使用、譲渡、廃棄等）が制限されるものがあるため、適切に管理しなければなりません。必要に応じて現地、現物を確認することがあります。
- 申請内容に虚偽や不正があることが発覚した場合や、補助事業で取得した備品等を補助事業以外の目的（単なる私的利用や転売等）での利用がわかった場合は、交付決定を取り消すとともに、補助金を返還いただくことがあります。
- 市内事業者の取組事例として、事業内容を公表させていただくことがあります。
- 補助金の交付を受けた翌年度の末日までに、事業の状況報告書の提出が必要です。また、この他、補助金活用事業の効果等を把握するためのアンケート調査を実施する所以ありますので、ご協力をお願いいたします。

宗像市がんばる中小企業者応援補助金 Q & A

(※ 以下は随時情報を更新する場合があります)

■ 補助金概要について

Q 1	補助対象事業（1）販路開拓や生産性向上に繋がる新たなデジタル技術導入とはどのような事業ですか。
A 1	<p>以下のような事業を想定しています。</p> <p>【販路開拓】</p> <ul style="list-style-type: none">・テイクアウト注文システムの導入・マーケティング支援ツールを導入した営業の高度化・E Cサイト構築による店頭販売からネット販売事業への転換 など <p>【生産性向上】</p> <ul style="list-style-type: none">・キャッシュレス決済システムの導入・センサー等を活用した生産工程の見える化や一元管理・QRコードを使った在庫管理の効率化・カメラを使った異常や故障等の遠隔監視・POSレジサービスによる日々の売上管理の効率化・WEB会議システムの導入 など

Q 2	補助対象事業（2）「新事業活動」に該当する事業とはどのような事業ですか。
A 2	<p>新事業活動とは、「新商品の開発又は生産」、「新役務の開発又は提供」、「商品の新たな生産又は販売の方式の導入」、「役務の新たな提供の方式の導入」、「技術に関する研究開発及びその成果の利用」に該当するものをいいます。</p> <p>これまで行ってきた既存事業とは異なる新事業活動に取り組む事業であることが必要です。</p> <p>※単なる製造ラインの追加、老朽した設備の更新、取り扱い品目の増加、デザインの変更などは、既存事業の増強（事業規模の拡大）となり、新事業活動には該当しません。</p>

Q 3	補助対象事業（3）展示会等への出展に係る事業とはどのような事業ですか。
A 3	宗像市外で開催される展示会等に出展するものをいいます。新商品に限らず、既存商品を出展する場合も対象になりますが、同じ展示会等への出展に係る補助金の交付は、年度に関わらず、1事業者1回のみです。オンライン展示会も対象になりますが、補助対象期間を越えて開催される展示会の場合は、補助対象期間のみが対象です。実績報告の際には、展示会でのアンケート集計結果等の求評の結果を提出する必要があります。

■ 補助申請者について

Q 4	農林漁業者は、対象となりますか。
A 4	個人事業者は商工業者に限りますので、自身で生産、捕獲・採取した農水産物をそのまま出荷・販売している場合は対象となりません。ただし、農水産物を加工販売している場合は対象となりますので「製造業その他」として申請して下さい。

Q 5	いつの時点で市内居住者であることが必要となりますか。
A 5	申請時に市内に住所がある方が対象です。

Q 6	1年以内に創業しましたが対象となりますか。
A 6	本補助金は、創業後1年を経過している必要があります。なお、創業者には、別途「宗業（創業）者応援補助金」を実施しておりますのでご検討下さい。

Q 7	複数の事業を行っていますが、事業ごとに対象になりますか？
A 7	補助金の交付は、事業者ごとに1年度中、1回のみです。法人の代表者が、法人とは別に個人として事業を実施している場合は、それぞれ申請することができます。

■補助対象経費について

Q 8	補助対象期間に購入しているものはすべて申請できますか？
A 8	補助対象経費は、補助金の交付決定後に着手（契約・発注）した申請事業に必要な経費で、令和6年2月29日までに請求・支払いが完了するものです。展示会等への出展に係る事業の経費のうち、出展料（小間料）については、補助対象期間以前に着手（申込み等）したものであっても補助対象となります。ただし、請求書の発行日及び出展料（小間料）の支払日は補助対象期間中である必要があります。他の経費については、補助対象期間以前に着手（申込み等）したものは補助対象となりません。

Q 9	補助対象外となる備品はありますか？
A 9	補助対象経費は、申請頂いた補助事業に必要不可欠な備品か、また専ら使用される備品かといった観点で判断いたします。用途が多岐にわたる汎用品（デジタルカメラ、自転車、自動車、椅子、机、冷蔵庫等）については目的外使用となり得るものは補助対象外となりますが、パソコン、タブレット端末等は一部要件を満たす場合、対象となります（Q11参照）。

Q 10	備品購入費でパソコン、タブレット端末、PC周辺機器を購入することはできますか？
A 10	<p>パソコン、タブレット端末、PC周辺機器等は原則対象外ですが、有料のデジタルツールを導入し利用するにあたり、付随して専用端末（PC、タブレット等）やPC周辺機器等が必要な場合は、端末にかかる費用も補助対象とします。ただし、端末への補助上限は、ソフトウェア等利用料とあわせて上限額（20万円）とします。</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店のセルフオーダーシステムの導入にかかる専用端末 ・オンライン予約システム導入にかかる専用端末 ・テレビ会議システム導入のため、高機能カメラやマイク・スピーカーの導入 ・社内にテレワークや外出先からのリモートアクセスを導入するための貸出し用ノートPC <p>※有料のデジタルツールの利用料をあわせて補助申請することが要件となります。PC、タブレット等の端末購入費用単体で申請することはできません。また、無料のソフトウェア導入により、PC、タブレット端末購入費用を申請することはできません。</p> <p>※顧客貸出用の端末等を購入することはできません。</p>

Q 11	ソフトウェア等利用料とはどのようなものが対象になりますか？
A 11	リモートアクセス、Web会議システム、セルフオーダーシステム等の利用料が対象となります。初期費用を含みますが、事業実施期間分のものに限ります。月額料金等は、補助対象期間の完了期限までに支払いが確認できたものが対象となります。既にシステムを導入している場合、対象外となります。 (対象外：インターネット回線、プロバイダ、電話回線利用料等)

Q 12	送料も含めて対象となりますか。
A 12	設置の内容が補助対象となるものについては、送料も含めて対象となります。ただし、運送費の詳細が確認できる書類（運送会社が発行した配送伝票等）をご提出いただく場合があります。

Q13	備品が壊れやすいため、複数購入してよいでしょうか。また保険に加入してもいいでしょうか。
A13	備品の取得に当たっては、本補助事業を遂行するために必要不可欠かつ必要最低限なものであり、購入後直ちに使用するものに限ります。ストックのための購入や必要以上の個数を購入することはできません。また、保険料は補助対象外です。

Q14	出展を予定していた展示会が中止となりましたが、キャンセル料は補助対象になりますか。
A14	展示会等の中止の理由に関わらず、キャンセル料等は補助対象外です。

■その他

Q15	他の補助金と併用できますか。
A15	他の補助制度において、同一の物品、設備、工事、事業等について交付決定を受けた、または支払いを受けたものは補助対象外となります。

市内事業者向けデジタル化相談窓口についてのご案内

宗像市では新型コロナウイルス感染症の長期化により変化するビジネスに対応するため、経営課題の解決に最適なITツールの選定やデジタル化をサポートする相談窓口を設置します。本補助金への申請もサポートいたします。ぜひご活用下さい。

こんなご相談に対応します

- ・デジタル化に関する質問
- ・デジタル化で活用可能な目的別のITツール/システムの紹介
- ・デジタル化の実施に向けた社内規則・制度の整備支援
- ・デジタル化に向けたITツール/システム/機器導入アドバイス
- ・その他、ITを活用した事業実施に関するアドバイス
- ・デジタル化に係る補助金申請相談
- ・インボイス制度や電子帳簿保存法等、制度対応のためのデジタル化に関する質問・相談

相談までの流れ

1. 電話予約

宗像市産業政策課（0940-36-0037）までお電話でご予約ください。

2. 相談票の送付

指定の様式に必要事項を記入し、FAXまたはEmailにてお送りください。

3. 専門家相談

ご予約の日時に宗像市役所産業政策課までお越しください。

オンライン面談をご希望の場合は御予約時にご相談ください。

宗像市 HP

